

四 癸行方法

三 振替法の適

二
名
稱
及
て
言
文
字
の
根
拠

○財務省告示第三百六十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年十一月六日

五

口イ方募
入価法入
札格決
入価決
入価法入
札格決
入価決
行争の

六
イ
發

入価行争非者特国
札格行入価・別債
發競札格第参市
行争額發競I加場

口
特国
別債
参市
加場

条特万額た条七額發四万で利第入り確う額
第別円で利第百面行十円三付一れ財保ち面
一会千付一六金し六、千国項の政を、金
項計三国項十額た条特九債の特投図財額
のに百債の五で利第別百に規例融る政で
規関九に規万四付一会九つ定に資た運一
定す十つ定円千国項計十いに関特め營兆
にする八いに、七債のに六て基す別のに
基法億て基同百に規関億はづる会公必
づ律九はづ法二つ定す九、き法計債要
き第千、き第十いにる千額發律かのな
發四百額發六一て基法六面行第ら發財
行十七面行十億はづ律十金し二の行源
し六十金し二千、き第五額た条繰及の

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を圃別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
各の割高
申応りい

十 十 三 二	十 十 口 イ 一	九 八 振 額 最 発	七 行 争 非 者 払 込 行 争 非 者
の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 價 発	替 低 行 争 非 者 特 国 入 價 発		
払 過 入 價 ・ 別 債 札 格 行 行	單 額 入 價 ・ 別 債 札 格 金		
込 利 札 格 第 参 市 発 競 價	位 面 札 格 第 参 市 発 競 金		
み 子 率 發 競 I 加 場 行 争 格 日	金 發 競 I 加 場 行 争 額		
(一) 年 額 十 額 平 す 額 の 振 五 八 一 で た			
は 二 面 錢 面 成 る の 記 替 万 百 兆 八 利			
、 募 金 以 金 二 。 整 載 法 円 七 百 百 付			
払 入 一 額 上 額 十 数 又 の			
込 決 パ 百 の 百 一 倍 は 規			
金 定 一 円 そ 円 一 年 の 記 定			
額 の セ に れ に 十 金 錄 に			
に 通 シ つ ぞ つ 月 額 は よ			
加 知 き れ き 二 に る			
え を 百 の 九 二 十 よ 最 振			
、 受 円 応 十 三 る 低 替			
次 け 八 募 九 日 も 額 口			
の た 錢 價 円 の 面 座			
算 者 格 九 と 金 簿			

平成二十二年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において同じ）。規定する期日について同じ。）。

(二)

額面金額 × $\frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}$

額面金額の総額 × $\frac{2.1}{100} \times \frac{33}{365}$

式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 利 て を 每
成 務 本 面 成 子 、 支 年
二 大 銀 金 四 を そ 払 三
十 臣 行 額 十 支 の 期 月
一 か 百 一 払 日 と 二
年 ら 円 年 う 以 し 十
十 通 に 九 。 前 、 日
月 知 つ 月 六 各 及
二 を き 二 月 支 び
十三 受 百 十 間 払 九
日 け 円 日 に 期 月
た 者 属 に 二
す お 十
る い 日